

横浜銀行楽天 Edy 加盟店規約

第1条 (Edy 加盟店)

1. 株式会社横浜銀行（以下「当行」という）と横浜銀行クレジットカード等加盟店規約もしくは加盟店契約（以下、加盟店規約または加盟店契約及びこれに基づき締結される覚書等をまとめて「原契約」という）を締結している法人または個人のうち、本規約を承認のうえ楽天 Edy 電子マネーを用いた決済サービス（以下「電子マネー取引」という）の取扱いを申込み、当行が承認した法人または個人を楽天 Edy 加盟店（以下「加盟店」という）といいます。原契約が終了した場合、本契約も終了するものとします。なお、電子マネー取引の取扱いには、本規約が適用されるとともに、本規約の定めに従い原契約が適用または準用されるものとします。
2. 本規約については、当行提携先カード会社（将来提携するカード会社含む）の各カード会社加盟店規約に準ずることとします。

第2条 (用語の定義)

本規約において使用する語句の定義は、本規約において別に定義する場合を除き、つぎのとおりとします。

Edy	: 発行会社が楽天 Edy 株式会社所定の方式で利用者に発行する円単位の金額についての電子的情報であって、利用者が商品等の代金の支払に使用することができる前払式支払手段である「楽天 Edy」及び「Edy」
Edy カード	: 利用者が、楽天 Edy サービス利用約款に従って Edy を記録し使用するために必要な機能を備えた、楽天 Edy 株式会社が認定する非接触 IC を搭載したカード等
利用者	: Edy カードを正当に保有する方であって、発行会社の発行する Edy を正当に入手して、楽天 Edy 株式会社及び発行会社が定める方法で Edy を利用する方
商品等	: 加盟店が Edy により販売又は提供することのできる物品、サービス、ソフトウェア、デジタルコンテンツ及び権利等
Edy 端末	: 加盟店が利用者に対して Edy により商品等の販売、提供を行う際に必要となる機器で、加盟店の店舗又は加盟店の指定する場所に設置される Edy の受入端末機
発行会社	: 第三者発行型前払式支払手段の発行について資金決済法に基づき登録を受けた法人で、利用者に対して Edy を発行する会社
Edy システム	: 利用者が加盟店から商品等の購入又は提供を受ける際、当該商品等の代金の全部又は一部の支払いとして Edy カードに記録された Edy を利用した場合、利用された Edy に相当する額については楽天 Edy 株式会社が加盟店に対して支払う決済シ

(2019年6月)

システム

- Edy モジュール : 楽天 Edy 株式会社が開発・保有し、使用許諾する権利を有する Edy の受入情報等の読取及び書込機能を有するモジュールであり、かつプログラムの著作物を含み、特許権等の工業所有権で保護されており、電子マネーシステムで稼動するための情報、電子マネーシステムの安全性を維持するための情報等をも含むモジュール
- 資金決済法 : 資金決済に関する法律（平成二十一年六月二十四日法律第五十九号）

第3条（確認事項）

1. 加盟店は、Edyシステムの健全な運営を図り、Edy及びEdyカードが円滑に利用されるよう相互に協力するものとします。
2. 加盟店は、Edyシステムの運用にあたり関連諸法規を遵守するものとし、本規約にもとづく業務上の秘密を守り、また双方の信用・名誉を毀損することのないよう努めるものとします。
3. 加盟店は、利用者が発行会社の定める楽天Edyサービス利用約款にもとづきEdyを利用していることを認識のうえ、本規約に従ってEdyカード及びEdyを取扱うものとします。
4. 加盟店は、Edy端末、Edyモジュール及びそこに記録されるEdyの破壊、分解又は解析等を行ってはならず、又、如何なる理由があってもEdy端末、Edyモジュール及びそこに記録されるEdyの複製、改変又は解析等を行い、或いは、かかる行為に加担・協力してはならないものとします。
5. 加盟店は、Edyモジュールは楽天Edy株式会社が開発・保有し、使用許諾する権利を有するものであり、また、Edyモジュールに関する特許権、実用新案権、半導体回路配置利用権、意匠権、商標権、著作権、及びノウハウは、全て楽天Edy株式会社に帰属することを確認します。
6. 加盟店は、Edyシステムの利用に当たり、資金決済法において加盟店が取り扱ってはならないと定められている公序良俗に反する又は公序良俗に反するおそれのある商品等を取り扱わないものとします。
7. 加盟店は、第8条に定める現金による精算の場合を除き、利用者に対して現金による払戻しを行ってはならないものとします。
8. 加盟店は、加盟店による行為について楽天Edy株式会社がいかなる責任も負わないことを確認します。

第4条（対象商品）

1. 加盟店がEdyシステムを利用して販売又は提供することのできる物品、サービス、ソフトウェア、デジタルコンテンツ及び権利等は、加盟店が取扱うすべてのものとします。ただし、加盟店と当行は合意のうえ、Edyシステムを利用して、販売又は提供することはできないものを個別に指定することができるものとします。

(2019年6月)

2. 加盟店がEdyシステムを利用して販売又は提供した商品等に関する利用者との間での商品等の瑕疵、数量不足その他の紛争、又は商品等に関するその他のクレーム又はアフターサービスについては、加盟店が自己の責任と費用をもって速やかに対処し、当行及び楽天Edy株式会社、発行会社に損害を及ぼさないものとします。

第5条（取扱店舗等）

1. 加盟店は、Edyを取扱うこととする店舗、施設を指定のうえ、あらかじめ当行に届出し、承認を得るものとします。
2. 加盟店は、当行から貸与された楽天Edy株式会社が別途定める加盟店標識を本規約に従い店舗内外の見やすいところに掲示又は表示するものとし、Edyシステムの加盟店である旨表示するものとします。
3. 加盟店は、第1項の届出事項に変更があった場合には、速やかに当行所定の方式で当行に届け出るものとします。

第6条（Edy モジュールの使用許諾）

1. 当行は、加盟店にEdyモジュールの使用を許諾するものとします。
2. 加盟店は、当行より使用の許諾を受けたEdyモジュールを、Edy端末に組み込まれた状態で、Edyによる決済に用いる目的にのみ利用することができるものとします。
3. 加盟店は、つぎの事由が発生したときは、Edy モジュールの使用を直ちに止め、当行及び楽天Edy 株式会社の指示に従うものとします。
 - ① 本契約が終了したとき
 - ② 加盟店がEdy端末の使用を止めたとき

第7条（Edy による販売）

1. 加盟店は、利用者がEdyにより商品等の購入、又は商品等の提供を申し込んだときは、第9条及び第10条に記載する場合を除き、Edy端末を当行と別途締結するEdy端末の取扱契約に従い使用し、本条に定める手順に従い利用者に対し商品等を販売又は提供するものとします。
2. 店舗での販売の場合、加盟店はEdy端末又はこれに接続されたPOS端末に、利用者が購入し又は提供を受けた商品等の代金額を入力し、表示された商品等の代金額を利用者に確認させ、また、利用者にEdyカードをEdy端末の定められた部分に触れるよう案内するものとします（Edy端末又はPOS端末の種類により楽天Edy株式会社所定の操作を必要とする場合があります。）。
3. 前項の操作により、利用者がEdyカードをEdy端末の定められた部分に触れさせ、Edy端末又はPOS端末に支払いが完了した旨の表示がされたときに、利用者のEdyカードから加盟店のEdy端末に対するEdyの移転が完了し、これにより、加盟店の利用者に対する商品等の販売代金のうち当該Edyの利用額に係る代金債権は消滅するものとします。なお、Edy端末にEdyが不足している旨の表示がされた場合は、加盟店は当該利用者との間で当該不足額について現金等で精算することができるものとします。
4. 加盟店は、Edyによる販売を行った場合、利用者に対し、直ちに商品等を引き渡し、

（2019年6月）

又は提供するものとします。ただし、Edy取引を行った当日に商品等を引き渡し又は提供することができない場合は、利用者に対して書面をもって引き渡し時期などを通知するものとします。

5. 加盟店は、有効なEdyカードを提示した利用者に対して、その利用を拒絶したり、また、利用者に対し現金客と異なる代金を請求するなど、利用者にとって不利となる取扱いをしてはならないものとします。

第8条 (Edyによる販売後の取扱い)

前条第3項のEdy移転後、加盟店と利用者との間のEdy移転の原因となる行為(売買等)に無効、取消、解除等が生じ、Edyにより支払われた利用代金について精算の必要が生じたときは、加盟店と利用者との間で現金等によって行うものとし、Edyによる精算は行わないものとします。

第9条 (Edy等の偽造・変造)

1. 加盟店は、以下の場合は、できる限り当該Edyカードを保管のうえ、その旨直ちに当行に通知し、当行の指示に従うものとします。この場合、加盟店は、第7条に定めるEdyによる商品等の販売はできないものとします。
 - ① 利用者が使用するEdyが偽造、変造又は不正に入手されたものであることが判明した場合、又は、その疑いがあると客観的に判断される事由のある場合
 - ② 利用者が提示したEdyカードが偽造、変造又は不正に入手されたものであることが判明した場合、又は、その疑いがあると客観的に判断される事由のある場合
 - ③ その他当行が加盟店に事前に通知する所定の事由がある場合
2. 前項の規定に拘らず、加盟店が本規約に定める義務その他当行所定の手続を順守したうえで前項のEdyを利用者から受領した場合には、加盟店に故意又は過失がない場合に限り、当行は当該Edyの金額に相当する額より所定の手数料を控除した額を加盟店に補償します。

第10条 (Edyの使用中止等)

1. 加盟店は、つぎのいずれかが生じた場合、楽天Edy株式会社が加盟店に予告することなくEdyシステムを中止又は停止する場合のあることをあらかじめ異議なく承諾するものとします。この場合、加盟店は、第7条に定めるEdyによる商品等の販売はできないものとします。
 - ① Edyカード又はEdyが偽造又は変造されていることが判明した場合
 - ② Edyカードの破損又は電磁的影響その他の事由によるEdyの破壊及び消失、あるいは、故障、停電、その他の事由によりEdy端末もしくはEdyシステムの全部又は一部が使用不能の場合
 - ③ Edyシステムを管理運用するコンピュータシステムの休業日、休業時間又は保守管理その他の事由によりEdyシステムの全部又は一部を休止する場合
 - ④ その他やむを得ない事由が生じた場合
2. 前項のEdyシステムの利用中止等により、加盟店に損害(逸失利益、機会損失を含み

(2019年6月)

ます。)が生じた場合でも、当行及び楽天Edy株式会社は一切責を負わないものとします。

第11条 (締め処理について)

1. 加盟店は、当行又はEdy 端末所定の方法に従い、Edy 端末の締め処理を行います。
2. 加盟店は、前項に定めるEdy 端末の締め処理を行うことによって、利用者のEdy カードからEdy 端末に対して移転が完了したEdy 及び当該Edy の取引に関するデータを楽天Edy 株式会社の指定するセンタに送信します。
3. 加盟店は、取扱店舗等の売上を集計するごとに第1項に基づく締め処理を行い、最低月1回以上の締め処理を行うこととします。但し、楽天Edy 株式会社がやむを得ないと認めた場合には、この限りではないものとします。なお、当該締め処理にかかる費用は、加盟店の負担とします。

第12条 (加盟店に対する支払い)

1. 当行は、精算対象となるEdy を当行所定の締切日で締め切り、加盟店に対する支払額を確定します。なお、当行、加盟店及び楽天Edy 株式会社の故意又は過失によらずして精算対象となるEdy の金額の合計額が算出できなかった場合には、当行は加盟店に対してその算定のために必要な協力を求めることができるものとし、加盟店はその求めに応じなければならないものとします。
2. 当行は、前項で確定した精算対象となるEdy の金額の合計額から次条の手数料を控除した額を、原契約に基づく当行から加盟店に対する支払額に加えて、原契約に定める方法で加盟店に支払うものとします。
3. 加盟店は、前項の当行に対する債権を第三者に譲渡または担保に供してはならないものとします。

第13条 (手数料の支払い)

加盟店は、Edyによる販売額に対して当行所定の料率により計算した手数料を当行に支払うものとします。

第14条 (精算代金の支払の取消し)

1. 加盟店は、下記のいずれかに該当した場合、当行は第12条第2項に基づく代金(以下「精算代金」とします)の支払義務を負わないものとします。
 - (1)偽造、変造その他不正使用のEdy又はその疑いのある場合
 - (2)第7条に違反してEdyによる販売を行ったとき
 - (3)第11条に基づく移転を行わなかったとき
 - (4)その他加盟店が本規約に違反した時
 - (5)楽天Edy株式会社所定の事由に該当した時
2. 当行が、加盟店に対し前項に該当する精算代金を支払った後に、前項各号の事由に該当することが判明した場合には、遅延なく当行の指定する方法により当行に当該精算代金を返還するものとします。なお、加盟店が当該精算代金を返還しない場

(2019年6月)

合には、当行は次回以降支払となる加盟店に対する精算代金から当該精算代金を差し引くことができるものとします。

第15条（加盟の終了）

1. 楽天Edy株式会社は、社会情勢の変化、法令の改廃、その他楽天Edy株式会社の都合等により、Edyカード及びEdyの取扱いを終了することがあり、この場合、当行は加盟店に対して事前に通知することにより、本規約にもとづく加盟店の加盟を終了させることができるものとします。本項による加盟終了により、加盟店に損害（逸失利益、機会損失を含みます）が生じた場合でも、当行及び楽天Edy株式会社は一切責を負わないものとします。
2. 理由の如何をとわず、原契約が終了した場合は、別途当行が認めた場合を除き、本規約にもとづく加盟店の加盟は終了するものとします。
3. 原契約に定める契約終了に関する条項は、本規約にもとづく加盟店の加盟の終了に準用されるものとし、加盟店が原契約に違反している場合その他加盟店が原契約に定める契約終了事由（本項による準用後の事由を含みます）に該当する場合、当行は、原契約を解除することなく、本規約にもとづく加盟店の加盟を終了させることができるものとします。
4. 加盟店が下記のいずれかに該当し、楽天Edy株式会社が当行に対し本規約にもとづく加盟店の加盟を終了させるよう求めた場合、当行は、本規約にもとづく加盟店の加盟を終了させることができるものとします。
 - ① 加盟店又は加盟店の従業員等の故意又は過失により楽天Edy株式会社が損害を被った場合
 - ② 本規約に違反した場合
 - ③ 楽天Edy株式会社との間の他の契約に加盟店が違反した場合
 - ④ 加盟店の信用状態に重大な変化が生じたと認められる客観的事態が発生した場合
 - ⑤ 利用者からの苦情等により、楽天Edy株式会社が加盟店として適当でないと判断した場合
 - ⑥ 加盟店の営業内容に著しい変化があり、変化後の営業内容が公序良俗に反すると楽天Edy株式会社が判断した場合
 - ⑦ 資金決済法において加盟店が取り扱ってはならないと定められている公序良俗に反する又は公序良俗に反するおそれのある商品等を加盟店が取り扱っていると当行及び楽天Edy株式会社が判断した場合

第16条（加盟終了後の手続）

前条により本規約にもとづく加盟店の加盟が終了した場合、加盟店はその後利用者からEdyを受け入れる等一切のEdyの取扱いをしてはならず、又、以下の事項を遵守するものとします。

- ① 加盟店のEdy端末に存在するEdy全てを、10日以内に当行に精算請求すること
- ② 当行の指示に従い、Edy端末、加盟店標識その他当行又は当行の指定する業者から

(2019年6月)

貸与された一切の物品を直ちに貸主に返還すること

③ その他当行が別途指定する手続

第17条（情報の提供）

1. 加盟店は当行に対し、Edyカード、Edy及びEdyシステムに関するセキュリティ又は利用者の利用形態の調査等に関する、情報提供等について最大限の協力をするものとし、当行、楽天Edy株式会社若しくは発行会社が合理的範囲内でかかる調査結果及び情報を利用、公表すること、又は他の加盟店に必要な情報を開示できることに合意します。
2. 加盟店は前項に定める他、Edyシステムの安全性の維持等当行が相当と認める場合には必要な協力を行うものとします。

第18条（本規約に定めのない事項）

本規約に定めのない事項については、性質上適用または準用がないことが明白な場合を除き、原契約が適用または準用されるものとします。

第19条（規約の変更、承認）

当行は、加盟店の承認を得ることなく、改定後の規約を通知またはホームページ上に掲載することにより改定後の規約に変更できるものとします。また、法令の定めにより本規約を変更出来る場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。

以上